

アジアのオンブズマン

行政監視委員会 専門員

あおもり あきつぐ
青森 昭継

オンブズマン制度は世界的に導入されており、最先進のヨーロッパ地域では約 83%、低水準にあるアジア地域でも約 47% (中東地域を除くと約 57%) の国々においてオンブズマンが設置されている (片岡監修『アジアのオンブズマン』(第一法規 2012 年))。その中にあってアジア各国のオンブズマンの多様性は顕著である。例えば、タイ王国 (以下「タイ」という。) と中華人民共和国 (以下「中国」という。) のオンブズマンにはそれぞれ特色があり、最近の報道でも明らかである。

タイのオンブズマンは 1997 年制定憲法で初めて規定され、その後 2007 年制定憲法により強い権限が付与された憲法上の独立機関である。その任務としては、国民からの苦情申立てを受け、政府機関や公務員等による法律違反や職務怠慢、越権行為について、その違法性や国民に対する損害を調査・審議するほか、憲法の遵守状況について調査・評価し、必要な場合は憲法改正に関する提言ができる。これに基づき、オンブズマンは、2014 年 2 月実施のタイ総選挙は憲法違反であるとの意見を憲法裁判所に提出した。これを受理した同裁判所は、同年 3 月、2 月の総選挙は違憲・無効であるとする判決を出した。その後のタイの政治的混乱は報道のとおりである。

また、2014 年には、中国のオンブズマンに関する報道もあった。中国には国務院監察部というオンブズマン組織がある。中国の近代的行政監察システムは 1949 年の人民管理委員会に端を発し、現在の国務院監察部は 1997 年の行政監察法に基づく。特に中国の監察制度は中央管吏の清廉潔白性と国家機構の円滑な運営を保障する役割を果たしてきたとされる。この国務院監察部が政府要人の汚職問題に関連した報道に登場した。中国は、権力集中型民主主義を採り、かつ中国共産党の領導を前提としており、共産党と行政府との関係は緊密である。そのため公務員の規律違反行為の取締りは、党中央規律委員会と国務院監察部が協力してあたり、報道発表も両者連名であった。

翻って日本には独自の行政相談委員制度がある。同制度を所管する総務省行政評価局は、行政の一部局であり独立性が欠けるとの批判がある一方、その苦情処理業務は行政相談委員個人個人の判断に基づいており、その意味では独任制の性格を有するとの意見もある。そこで、アジア地域では国の発展とともにオンブズマンに求められる機能が、「不正の監視」から「良きガバナンスの構築や公共サービスの改善」へと重点移行すれば、行政相談委員制度をアジア諸国に発信できるとの指摘もある。ちなみに「総務省ミッションとアプローチ 2015 重点施策集」(2014 年 8 月 29 日) の中では、「行政相談委員制度の国際展開」として、「ベトナムとの MOC (協力覚書) に基づく協力事業の実施など各国オンブズマンとの連携を通じて、行政相談委員制度を海外に発信する」とされている。